

【生活習慣病予防健診に関するお知らせ】

令和2年度受診分より 協会けんぽへの申込みが不要となります

協会けんぽでは、生活習慣病の予防や早期発見のため、生活習慣病予防健診を実施し、健診費用の一部を補助しています。

生活習慣病予防健診を受診にするにあたって、令和元年度受診分までは加入者（被保険者）・事業主様から協会けんぽに対する申込みが必要ですが、加入者（被保険者）・事業主様の事務軽減のため、**令和2年4月1日受診分から、協会けんぽへの申込みを廃止することといたしました。**つきましては、以下のとおり申込みの廃止についてお知らせいたします。

変更前	令和元年度 (令和2年3月31日) 受診分まで	協会けんぽへ申込みが必要
変更後	令和2年度 (令和2年4月1日) 受診分より	協会けんぽへ申込みが 不要

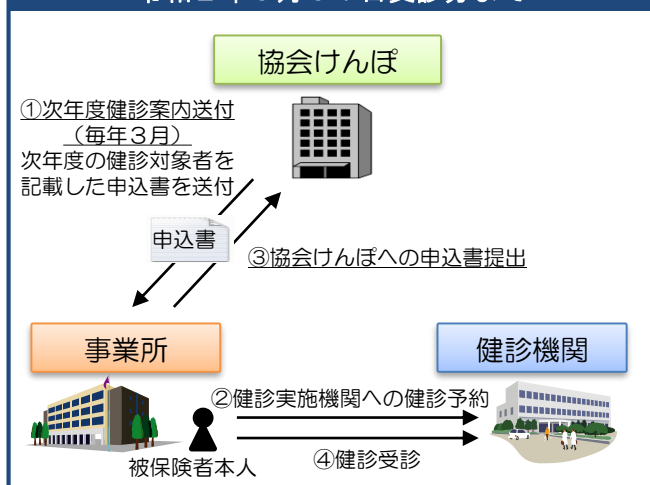
1. 申込書の廃止に伴う変更点

●令和2年4月1日受診分より申込書の提出は不要となります。

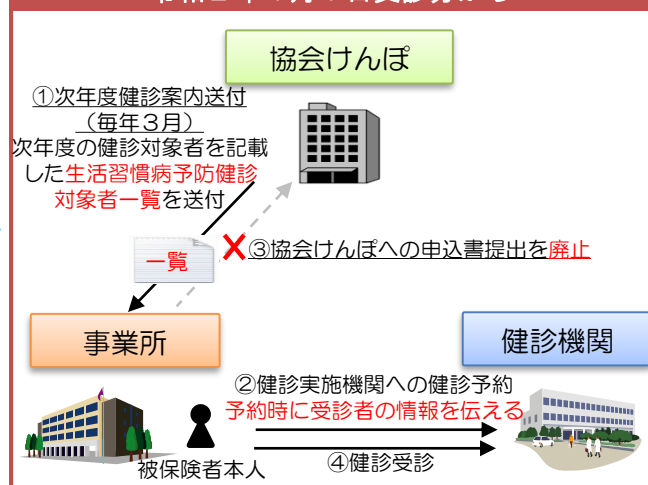
令和2年4月1日受診分より、協会けんぽへの申込みは**不要**となり、加入者（被保険者）・事業主様から健診実施機関に対してのみ予約申込みを行うこととなります。

※申込書の提出及び情報提供サービスを利用した申込みのいずれも不要となります。

令和2年3月31日受診分まで



令和2年4月1日受診分から



●事業主様向け健診案内の内容を変更します。

毎年3月に協会けんぽから事業主様へ次年度の健診対象者を記載した申込書を送付しておりましたが、**令和2年度受診分（令和2年3月送付分）**からは、申込書に代えて、健診対象者の情報を記載した生活習慣病予防健診対象者一覧を送付します。当該一覧は申込書ではないため、協会けんぽへの提出は不要です。

●情報提供サービス（事業主様向け）の機能が一部変更されます。

申込書の廃止に伴い、令和2年2月25日より、情報提供サービスの機能が一部変更となります。

<情報提供サービスの変更点>

【情報提供サービスの機能変更日（令和2年2月25日から）】

- ①健診対象者一覧について、健診実施機関への予約申込みに活用できるよう、ファイル形式を「txt」から「csv」に変更し、ファイル項目についても、項目順の変更や項目の追加を行います。
- ②健診申込ファイル編集ツール（Opti）がダウンロードできなくなります。

【令和2年4月1日から】

- ③健診申込登録の機能が廃止されます。



※詳細は協会けんぽホームページより、随時ご案内致します。

2. 加入者・事業主様へのお願い

●健診実施機関への予約申込みについて

令和2年4月1日受診分より、協会けんぽへの申込みは廃止となるため、健診実施機関への予約申込みを行う際には、健診実施機関に対して、保険証に記載されている記号・番号、保険者番号、生年月日や、受診する健診項目、健診予定日等の情報をお伝えいただくようお願いいたします。

健診は、健康状態を知る第一歩です。

生活習慣病予防健診を受診して、あなたの健康を見直しましょう。